

65歳以上の人へ

介護保険料の納め忘れはありませんか

保険料は介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。介護保険制度を維持していくためには、保険料の納付が大切です。納め忘れのある人には督促状などを送付していますので、指定期日までに納付してください。

指定期日までに
納付がない場合

- サービス利用の有無にかかわらず、法令に基づき財産差押などの滞納処分を受ける場合があります。
- 保険料を納付している人との公平を図るため、サービス利用時の自己負担が多くなる場合があります。

問合せ

健康福祉局介護保険課 Tel)671-4254 Fax)550-3614

1年以上の滞納

サービス費用が一時的に全額自己負担になり、後日、申請により保険給付分が払い戻されます。

2年以上の滞納

滞納期間に応じて一定期間、サービス費用の自己負担が3割または4割になり、また、高額介護サービス費などの支給が受けられない場合があります。